

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定並びに告示の廃止（建築指導課）	1
○平成23年二級建築士試験の実施（建築指導課）	1
○平成23年木造建築士試験の実施（ 〃 ）	2

告 示

高知県告示第109号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により次のとおり告示し、平成19年6月高知県告示第423号（建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成23年3月31日限り廃止する。

平成23年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 中間検査を行う区域
高知市を除く県内全域
- 2 中間検査を行う期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造
すべて（独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程（平成19年4月住機規程第67号）第3条の規定により承認を得たもの及び法に基づく認定型式又は認証型式部材等に該当するものによるものを除く。）
- 4 中間検査を行う建築物の用途
一戸建ての住宅、長屋、共同住宅その他これらに類するもの（分譲を目的とするものに限り、法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。）
- 5 中間検査を行う建築物の規模
すべて
- 6 指定する特定工程
次の(1)から(3)までに掲げる構造の区分に応じ、それぞれ定める工程とする。ただし、(2)及び(3)において2の工程に該当する場合は、いずれか早期に終える工事の工程とする。

- (1) 木造その他これに類する構造
屋根工事の工程
 - (2) 鉄骨造その他これに類する構造
2階床の鉄骨建て方工事又は屋根版の取付け工事の工程
 - (3) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造
2階床の配筋工事又は屋根の配筋工事の工程
- 7 指定する特定工程後の工程
中間検査の実施ができなくなる工程すべて
- 8 適用除外
次に掲げる建築物については、この告示の規定は、適用しない。

- (1) 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物
- (2) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
- (3) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項の規定に基づく指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が同法第19条第1号に規定する住宅瑕疵担保責任保険契約又は同条第2号に規定する保険契約の引受けを行った建築物

- 9 施行期日等
この告示の規定は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物について適用する。

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による平成23年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成23年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 受験資格
受験資格を有する者は、平成23年7月2日（土）において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。
- 2 受験の申込手続等
 - (1) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込みの受付期間及び受付時間
(ア) 受付期間
平成23年4月1日（金）から同月7日（木）まで

- (イ) 受付時間
受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで
- イ 受験申込みの方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。
- (2) 受験申込書による受験申込み
 - ア 受験申込みの受付期間及び受付時間
平成23年4月11日（月）から同月15日（金）までの間の午前10時から午後4時まで受け付ける。
 - イ 受験申込みの方法
 - (ア) 受験申込書の請求先
高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 社団法人高知県建築士会
 - (イ) 受験申込書の提出先
社団法人高知県建築士会に直接提出すること。
- 3 試験の日時及び場所
 - (1) 試験の日時
 - ア 学科の試験
平成23年7月3日（日）午前10時から午後5時10分まで
 - イ 設計製図の試験
平成23年9月11日（日）午前11時30分から午後4時まで
 - (2) 試験の場所
高知市棧橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校
- 4 受験手数料
16,900円
- 5 合格者の発表
 - (1) 合格者の発表日
 - ア 学科の試験
平成23年8月23日（火）（予定）
 - イ 設計製図の試験
平成23年12月1日（木）（予定）
 - (2) 可否の通知
学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ可否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。
- 6 その他
 - (1) 設計製図の試験の課題は、平成23年6月8日（水）（予定）から財団法人建築技術教育普及センター各支部及び社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するほか、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）に掲載するとともに、学科の試験の場所においても掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を

希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。



建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による平成23年木造建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成23年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 受験資格

受験資格を有する者は、平成23年7月23日（土）において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込みの受付期間

(ア) 受付期間

平成23年4月1日（金）から同月7日（木）まで

(イ) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

イ 受験申込みの方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(2) 受験申込書による受験申込み

ア 受験申込みの受付期間及び受付時間

平成23年4月11日（月）から同月15日（金）までの間の午前10時から午後4時まで受け付ける。

イ 受験申込みの方法

(ア) 受験申込書の請求先

高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 社団法人高知県建築士会

(イ) 受験申込書の提出先

社団法人高知県建築士会に直接提出すること。

3 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 学科の試験

平成23年7月24日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成23年10月9日（日）午前11時30分から午後4時まで

(2) 試験の場所

ア 学科の試験

高知市棧橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校

イ 設計製図の試験

高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館4階ホール

4 受験手数料

16,900円

5 合格者の発表

(1) 合格者の発表日

ア 学科の試験

平成23年9月6日（火）（予定）

イ 設計製図の試験

平成23年12月1日（木）（予定）

(2) 合否の通知

学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、平成23年6月8日（水）（予定）から財団法人建築技術教育普及センター各支部及び社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するほか、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.jp/>）に掲載するとともに、学科の試験の場所においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。